



じぶんの町を良くするしくみ。

赤い羽根共同募金 いなざわ



📍 令和6年度目標額

18,000,000円

令和5年度の本市の実績額は16,685,944円となりました。皆様のおかげで協力いただき、ありがとうございました。

皆様からお寄せいただいた募金は、誰もが安心して暮らせるまちづくりを実現するための貴重な財源となります。本年も「じぶんの町を良くするしくみ」赤い羽根共同募金にご協力をよろしくお願いいたします。

稲沢市では次の事業に活用させていただいております。



子どもたちのために

- ・福祉実践教室の開催
- ・子育て支援事業
- ・置き傘設置事業 (小学1年生へ贈呈)
- ・学生服リサイクル事業 など



地域福祉推進のために

- ・花いっぱい運動の実施
- ・社会福祉大会の開催
- ・災害ボランティアセンター整備事業
- ・福祉まつりの開催 など



高齢者のために

- ・高齢者ふれあいサロン支援事業
- ・命のバトン設置事業 など



障がいのある方のために

- ・福祉自動車の貸し出し
- ・音楽療法支援事業
- ・障がい福祉施設 サンタクロース事業 など

県全域の福祉推進のために

- ・社会福祉施設の整備費
- ・社会福祉団体の事業費 など

共同募金運動推進のために

- ・チラシの作成
- ・募集に係る資材の作成 など



募金箱を設置していただける店舗を募集しています。

お店のレジ近くや窓口に募金箱を設置し、共同募金への協力を広く呼びかけることで、「じぶんの町を良くする」活動を支えてください。募金箱は無料で設置いたします。



「募金ができる自動販売機」設置のご案内

飲み物を購入すると、その売り上げの一部が共同募金に寄付されます。いつでも、誰でも、赤い羽根共同募金を通じて、社会貢献していただける自動販売機です。



共同募金キャラクター
愛ちゃんと希望くん
©中央共同募金会

稲沢市共同募金委員会

〒492-8269 稲沢市稲府町1番地 稲沢市役所東庁舎1階
稲沢市社会福祉協議会内
TEL (0587) 23-6713 FAX (0587) 33-4666

WEBサイトは
こちらから▶



じぶんの町を良くするしくみ。

赤い羽根共同募金



赤い羽根は共同募金のシンボルです。昔、赤い羽根が「善い行い」や「勇気」の象徴とされてきたことによると言われています。

共同募金とは

赤い羽根共同募金は、戦後間もない昭和 22(1947)年に、「国民たすけあい運動」として始まり、今年で 78 回目を迎えます。当初、戦後復興の一助として、戦争で打撃を受けた福祉施設を中心に支援が行われ、その後、社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、民間の社会福祉の推進のために活用されてきました。

そして、社会が大きく変化した現在、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援するしくみとして、また、やさしさや思いやりを届ける運動として、毎年 10 月 1 日から全国一斉に行われます。

共同募金のしくみ

愛知県で集められた募金は、愛知県内の福祉活動に活用されています

募金活動へのご協力・ご寄付

県民のみなさま

地域福祉サービスの提供

戸別・街頭・法人・
学校・職域募金など

募金

支援

社会福祉施設・団体への支援
福祉教育、子ども会活動への支援
地域課題解決のための支援など

市区町村
共同募金委員会

市区町村
社会福祉協議会

送金

全額を送金
翌年度配分

配分

市区町村を越えた
福祉活動への支援
県内の社会福祉施設・
団体への支援など
災害復興支援

募金

愛知県共同募金会

配分



令和 6 年能登半島地震では、被災地の災害ボランティア活動を支援するため 1,920 万円を拠出しました。赤い羽根共同募金は、平常時は地域の身近な福祉活動を支え、大規模災害時には被災地を支える募金です。

インターネットからもご寄付いただけます

- 中央共同募金会が運用するネット決済システムにより、クレジットカードやコンビニなどからも寄付ができます。
- 県や市区町村を指定しての寄付もできます。

ふるさとサポート募金

検索



共同募金会は、税制上、国・地方公共団体と同じように、寄付に対する『優遇措置の対象団体』になっています。

税制上の優遇措置が講じられているのは、共同募金会の行う事業が社会福祉法によって位置づけられた運動であり、共同募金による配分が社会福祉の増進に貢献していると、社会的評価を得ているためです。

「じぶんの町を良くするしくみ」赤い羽根共同募金にご協力をお願いします。